

## 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可の取扱い基準

### (目的)

1. この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 56 条の 2 第 1 項ただし書きの規定による許可（以下「日影許可」という。）に関して必要な事項を定め、当該許可の適切な運用を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

2. この基準において使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）において使用する用語の例による。
  - (1) 測定面 法第 56 条の 2 第 1 項に規定する水平面をいう。
  - (2) 日影 冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間における測定面への日影をいう。
  - (3) 隣地等 隣地又はこれに接続する土地（敷地の接する道路、水面、線路敷、その他これらに類するものの反対側の土地を含む。）をいう。
  - (4) 既存不適格建築物 法第 3 条第 2 項の規定により法第 56 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない建築物をいう。
  - (5) 増築等 増築、改築又は移転をいう。

### (適用の範囲)

3. この基準の適用の対象は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、周囲の居住環境を害するおそれがないと認められるものとする。ただし、土地の状況等からやむを得ないと認められる場合においては、次の各号に掲げる規定によらないことができる。
  - (1) 地形、敷地の周囲の状況等からみて、日影規制を適用することの意味がないか、又は規定どおり適用することが不合理と認められるもの。
  - (2) 日影の生ずる隣地等が、建築物の敷地とならないような措置が講じられており、日影規制を適用することの意味がないか、又は規定どおり適用することが不合理と認め

られるもの。

(3) 前 2 号のいずれかと同等と認められるもので、隣地等の所有者、管理者又は占有者の同意があるもの。

(4) 既存不適格建築物又は既存不適格建築物の増築等について日影許可を受けた建築物の増築等であり、次のアからウのすべてに該当するもの。

ア 増築等により、不適格日影部分の時間とその領域を増やさないこと。

イ 基準時以後の増築等（既存建築物の安全性向上のために行う耐震改修に係るものを除く。）に係る部分は日影規制に適合するものであること。

ウ 不適格日影部分が生じる隣地等に対しての基準時以後の増築等（既存建築物の安全性向上のために行う耐震改修及びバリアフリーを目的としたエレベーター設置等に係るものを除く。）による日影時間の増加は、2 時間を超えないこと。ただし、隣地等が低い場合は、隣地等の測定面における日影時間の増加とする。

（再許可を要しない範囲）

4. 日影許可後の小規模な増築等の場合で、次の各号のすべてに該当するものについては、日影許可申請書記載事項変更届で処理する。

(1) 増築等後の延べ面積の合計が、日影許可時における延べ面積の合計の 1.2 倍を超えないもの。

(2) 増築等に係る部分の床面積の合計が、500 m<sup>2</sup>を超えず、かつ、敷地面積の 10 分の 1 を超えないもの。

(3) 増築等に係る部分の高さが、10mを超えないもの。ただし、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域内においては、軒の高さが 7mを超えないもの。

(4) 増築等に係る各部分の高さが、当該部分から隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 2.5 を乗じて得たものに 1.5mを加えたものを超えないもの。

(5) 増築等に係る部分が、敷地外（ただし、道路、水面、線路敷その他これらに類するものを除く。）に新たに日影を生じさせないもの。

附 則 この基準は、昭和63年7月26日から施行する。

附 則 この基準は、平成3年3月19日（第3項を追加。）改正、平成3年3月19日から施行する。

附 則 この基準は、平成14年12月17日（第2項第3号及び第5号を修正、第4号を追加。）改正、平成14年12月17日から施行する。

附 則 この基準は、平成17年11月11日（第2項前文の一部削除及び用語の修正、第3項の用語の修正。）改正、平成17年11月11日から施行する。

附 則 この基準は、平成24年12月1日（第2項の(2)に追記。）改正、平成24年12月1日から施行する。

附 則 この基準は、平成28年4月1日改正（全部改正）、平成28年4月1日から施行する。